美祢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

《目 次》

1. 都市	計画の目標	1
1 - 1.	基本的事項	1
1-2.	都市づくりの基本理念	2
2. 区域	区分の決定の有無	4
3. 主要	な都市計画の決定の方針	5
3 - 1.	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	5
3-2. 7	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	9
3 - 3. 1	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針1	6
3 - 4.	自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針1	7
3 - 5.	景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針2	1
3 - 6.	都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針2	2
参考資料		3

令和2年(2020年)9月 山口県土木建築部都市計画課

1. 都市計画の目標

1-1. 基本的事項

(1)目標年次

本計画の策定に当たり、「都市計画の目標」、「主要な都市計画の決定の方針」については、おおむね20年後となる令和22年(2040年)を想定する。

(2) 都市計画区域の範囲及び規模

本区域の範囲及び規模は、次のとおりである。

【都市計画区域の範囲及び規模】

区分	市町名	範 囲	規模	備考
美祢	美祢市	行政区域の一部	32, 595 ha	
都市計画区域	合	計	32, 595 ha	

^{※ 「}都市計画現況調査*」による平成29年(2017年)3月31日現在の値

(3) 目標年次におけるおおむねの人口規模(推計値)

美祢市の人口規模は、次のとおりである。

【目標年次におけるおおむねの人口規模】

区分	平成 27 年 (2015 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 22 年 (2040 年)
美祢都市計画区域	20,943 人	_	_
美祢都市計画区域外	5, 216 人	_	_
合 計	26, 159 人	19,993 人	16,211 人

[※]平成27年(2015年)数値は、平成27年(2015年)国勢調査を基に山口県土木建築部都市計画課が推計

※令和 12 年(2030 年)及び令和 22 年(2040 年)数値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計(「日本の市区町村別将来推計人口」(平成 30 年(2018 年)3 月推計))

「*」が付いている用語は用語解説に説明を掲載しています。

1-2. 都市づくりの基本理念

美祢都市計画区域は、山口県西部のほぼ中央に位置し、中央部を南流する厚狭川やその支流 沿いに平坦地が分布し、これらを取り囲むように中小起伏山地が広がった緑豊かな区域で、美 祢市の1市で構成されている。

また、区域東端においては、日本最大のカルスト台地秋吉台、ラムサール条約*登録湿地「秋吉台地下水系」、東洋最大規模の鍾乳洞秋芳洞を有する秋吉台国定公園に隣接し、秋芳白糸の滝、名水百選の別府弁天池等、多様な自然環境に恵まれている。

美祢市は、石炭や石灰石、大理石等の鉱業を基幹産業として発展してきたが、時代の変遷に 伴い、現在は新産業の創出を促進している。

また、花尾山や雁飛山、桜山等、自然環境にも優れ、自然と歴史・文化に恵まれた観光資源が豊富な地域特性を持っている。これらを活かした観光産業や交流活動が活発に営まれ、米・野菜・花き類を中心とした農業や、林業も営まれている。

本区域が誇るこのような地域特性を踏まえ、都市づくりの基本理念を以下のように設定する。

内陸部の拠点を目指した、 人と自然が織りなす豊かで活力ある観光交流都市づくり

- 秋吉台国定公園や市街地を囲む緑豊かな丘陵地、市域を流れる清流、田園地帯等の 恵まれた自然環境を活かした魅力ある都市景観の形成を図り、歴史・文化的環境と 調和し、豊かに暮らせる美しい観光交流都市づくりを進める。
- 長門市、山陽小野田市、山口市等との都市間連携の強化を図るとともに、都市内に蓄積された都市基盤施設*を活用することで、中心市街地の再構築を行う。また、立地適正化計画*制度の活用を検討するなどして都市機能*等を誘導し、中心市街地の拠点性を高めることにより、公共交通や徒歩による移動が可能な集約型の都市*づくりを進める。
- ユニバーサルデザイン*に配慮することで誰もが暮らしやすい都市環境を整えると ともに、洪水・土砂災害・地震等に対応した災害に強い都市づくりを進める。
- 山陽と山陰の中間に位置する都市拠点として、都市間の連携や産業の振興を支える 都市ネットワーク*の形成を図り、多彩な交流が活力とにぎわいを生み出す都市づく りを進める。
- 住民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、エリアマネジメント*の推進等、 協働して地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを進める。

■美祢都市計画区域の将来都市構造 INDEX INDEX (その他) --- 都市計画区域界 市街地 ------ 地域界 農地・農住共生地 高速道路 山地・丘陵地 国道・主要地方道 都市拠点 ---- 在来線 - 河川 商業・業務拠点 至長門市 工業拠点 流通業務拠点 レクリエーションエリア 都市間連携軸 ◆■■ 地域間連携軸 秋吉台国定公園 至下間中 厚東川 中国自動車道 至宇部市楠 10 (km) 至山陽小野田市

2. 区域区分*の決定の有無

本都市計画区域に区域区分*を定めない。

【区域区分*を定めないとした理由】

本区域は、開発圧力*が強くなく、人口も減少傾向にあることなどから、市街地拡大の可能性は低いと判断される。

したがって、区域区分*を定めず、建築形態規制*に加え、特定用途制限地域*の適用等、他の土地利用制度の導入等によって用途白地地域*の土地利用のコントロールを図るものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

3-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

集約型の都市*づくりを進めるために、立地適正化計画*制度の活用を検討するなど、用途地域*内での優先的・計画的な基盤整備による土地利用の促進と併せて、用途白地地域*内での開発の抑制を一体的に運用する。

(1) 主要用途の配置の方針

① 商業地・業務地

- ・ 国道 435 号等の沿道の商業地については、周辺の住宅地の環境に配慮した良好な市街地 環境を維持・形成するとともに、日常的な生活利便の向上を図る。
- ・ 美東総合支所及び秋芳総合支所などの行政施設を中心に、地域住民の日常生活を支える 生活サービス機能等の立地誘導を進める。

② 工業地

・ 市街地北側等の工業施設が集積している地区については、企業活動の基盤となる道路等の整備を促進し、今後とも多様な産業が展開できる基盤づくりを推進する。また、これらの既存工業地については、防災面や環境面に配慮するため、緩衝緑地帯の設置等、周辺環境の整備を推進し、安全な工業地の形成を図る。

③ 住宅地

- ・ 既成市街地*やその周辺市街地については、各地域の特性に応じ都市施設の整備を図り、 ゆとりある良好な住環境の形成に努めるとともに、一定の人口密度を維持・確保するため、生活サービス機能の誘導とあわせて、公共交通の利便性の高い駅やバス停などの周辺への居住の誘導を推進する。
- ・ 一般住宅地は、住宅地としての土地利用を主体とする地区を位置づけ、生活道路や下水 道等の都市基盤整備を進めながら、利便性のある住宅地の形成を図る。
- ・ 防災・防犯上の安全性確保や良好な景観の保持・形成が求められることから、空家等対策計画*の推進などによりまちなみやコミュニティの維持に努める。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

- ・ 商業地・業務地については、建築物の中高層化による高密度を中心とした土地利用を図 る。
- ・ 工業地及び流通業務地については、緩衝緑地*帯の設置など周辺環境の整備を推進しなが ら、低密度を中心とした土地利用を図る。
- ・ 周辺住宅地については、低層住宅を主体に低密度を中心とした土地利用を図り、各地域 の特性に応じたゆとりのある良好な居住環境の確保に努める。

(3) 市街地における住宅建設の方針

・ 安全性と快適性、利便性を備えた質の高い宅地・住宅地を供給するため、市街地開発事

業等による面的整備の検討等、それぞれの地域の特性に応じた住宅の建設を図る。

(4) 土地利用の方針

① 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 居住環境の改善又は維持が必要な地域については、建物の耐震化や住宅の建替えの促進、 生活道路の整備などの住環境の改善、及び、都市のスポンジ化*対策を進めることで、既 成市街地*の再生によるまちなか居住を推進する。
- ・ 相当規模の宅地開発が行われる、又は行われた区域については、地区計画や、緑地協定、 建築協定等を活用し、良好な住環境の保全・形成に努める。

② 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・ 公園緑地、社寺境内林、河川沿いの緑地、農地等は、都市にうるおいを与え、住民の憩いの場としても貴重な空間であることから、都市として必要なものは適切に保全・活用を図る。
- ・ 街と河川空間の緑の一体的な保全・活用を図り、厚狭川等の親水広場整備や修景を推進 する。
- ・ 地域を特徴づける歴史的景観や良好な自然景観を残す地域・集落等についてはその景観 の保全を図る。

③ 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・ 厚狭川、厚東川沿い等の市街地周辺部の農地は、食料の安定供給を図るための土地資源 であるとともに、都市の貴重なオープンスペース*であることから、原則として農業の 振興と農地の保全を図る地区としてその保全に努める。
- ・ 農村等の既存集落については、地域の活力やコミュニティ*を維持するため、地区計画* や集落地区計画*等の制度を活用するなどして、良好な営農等の条件や居住環境の確保 に努める。

④ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域*、地すべり防止区域*及び急傾斜地崩壊危険区域*等に指定された区域については、居住や都市機能を誘導する区域から原則除外するとともに、開発許可*制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅等の区域外への移転・誘導を図る。
- ・ 土砂災害警戒区域*に指定された区域や浸水想定区域*に位置する区域については、警戒 避難体制の整備状況、災害を軽減するための施設の整備状況や整備見込み、及び想定さ れる被害(浸水深等)を総合的に勘案し、居住や都市機能を誘導するとともに、既存住 宅等の区域外への移転・誘導について検討するよう努める。
- ・ 山林や農地は、その保水機能や遊水機能により、土砂災害や水害の発生を抑制するため に重要な役割を果たすことから、これらの適切な維持・保全を図る。

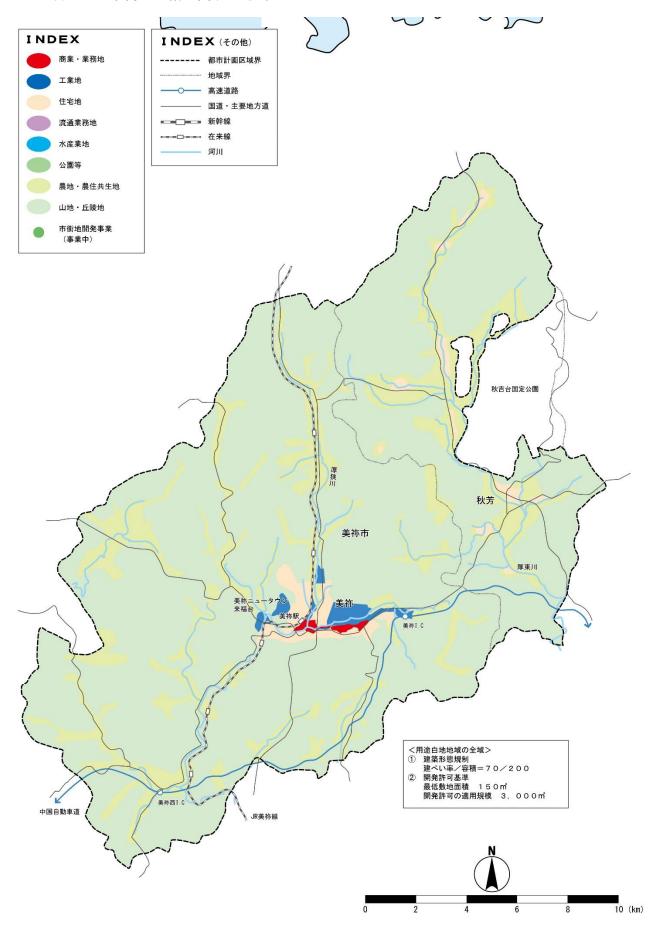
⑤ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ 秋吉台国定公園の周辺地区や美しい自然環境を有する山地・丘陵地については、今後と も保全を図る。
- ・ 区域内の数多くの山系をはじめ、美祢ダムや万倉の大岩郷周辺、南原寺周辺等の優れた 自然を有する緑地については、今後とも自然地として保全すべき区域とするほか、市街 地外縁緑地等の良好な景観を有する区域を保全する。

⑥ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ 立地適正化計画*制度の活用を検討するなど、公共施設のみではなく住宅及び医療・福祉・商業等の民間の施設も対象としてその誘導を図る。
- ・ 用途地域*内は、優先的・計画的な都市基盤整備や地区計画*等の活用などにより、良好な市街地環境を創出し、低未利用地の利用増進を図る。
- ・ 用途地域*の指定されていない地域においては、周辺地域との環境の調和に配慮した土地利用を図るため、建築形態規制*に加え、新たに特定用途制限地域*等の規制方策を検討する。
- ・ 国道 435 号等の幹線道路沿道のうち、用途地域*の指定がなく沿線の田園・自然環境の保 全の必要な地域では、周辺の環境や景観と調和した土地利用の規制・誘導を図るため、 地区計画*の活用や特定用途制限地域*等の土地利用制度の適用等を検討する。

■土地利用及び市街地整備に関する方針



3-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

- (1) 交通施設の都市計画の決定の方針
- ① 基本方針

1) 交通体系の整備の方針

- ・ 宇部・小野田広域圏における圏域間交流を通じた地域活性化を図るために、既存の高速 交通体系を活かすとともに、他都市との連携を促進する総合的な広域交通ネットワーク *の充実・強化に努める。
- ・ 市街地内の交通を円滑に処理し、より安全で快適な生活を実現するため、幹線道路ネットワーク*の構築や公共交通機関の利便性の向上を図る。
- ・ 既存の道路空間を自家用車から徒歩・自転車交通、公共交通等を重視した空間に再構築 することに努め、道路空間の利活用による都市環境の改善を図る。
- ・ 道路や沿道の緑化等により、観光ネットワーク*の演出にも役立つ、地域の特性を活か した道路景観の形成に努める。
- ・ 都市機能が集積している都市部と過疎化・高齢化が進む農山村地域においては、日常的な人やモノの交流や相互補完的な機能連携が図られるよう、交流を強化する交通体系の整備・充実を進める。
- ・ 長期にわたり未整備の都市計画道路については、県策定の都市計画道路の見直し基本方 針等をもとに土地利用や拠点形成など地域整備の方向性の見直し等とあわせて、その必 要性や配置、構造等についての検証を行い、見直しの必要がある場合には都市計画の見 直しを行う。
- ・ 山陽自動車道美祢及び美祢西インターチェンジ、新山口駅及び厚狭駅等の広域交通拠点 とのアクセス*性の向上を図る。
- 気候変動等の環境問題や、自家用車による移動が困難な人々に対応するため、美祢線の 運行本数の維持・充実とともに、身近な交通手段であるバスネットワークの充実など、 公共交通の維持・充実を図る。
- ・ 公共交通の利用を促進するため、駅舎やバス停、歩道や自転車道など、交通施設のユニバーサルデザイン*に配慮した整備やパークアンドライド、サイクルアンドライドの普及を推進する。

2) 整備水準の目標

・ 山口県の道路整備や保全の基本的な方針を示す「やまぐち未来開拓ロードプラン*」に 基づき、厳しい財政状況においても、元気な産業や活気ある地域の中で、人々がはつら つと暮らすことができるよう、重点的・計画的に道路の整備・保全を推進していく。

② 主要な施設の配置の方針

1) 道路

【広域幹線道路】

・ 周辺広域都市圏の都市拠点との連携の促進を図るため、中国縦貫自動車道、国道316号、 国道435号、県道下関美祢線を広域幹線道路として位置づける。

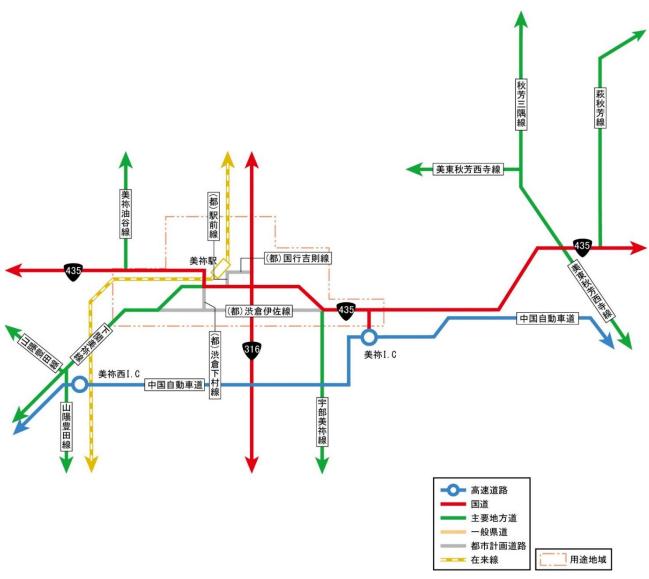
【地域幹線道路】

・ 本区域と周辺の都市拠点・地域拠点との連携の促進を図るため、国道 435 号、県道美祢 油谷線、県道宇部美祢線、県道山陽豊田線、県道美東秋芳西寺線、県道秋芳三隅線を地 域幹線道路として位置づける。

【都市内骨格道路】

・ 市街地内の幹線道路網として、(都) 渋倉伊佐線、(都) 駅前線、(都) 国行吉則線、(都) 渋倉下村線、県道萩秋芳線を位置づける。

■主要道路の配置の方針



2) 公共交通

- ・ 美祢駅等、公共交通における結節機能を強化するとともに、美祢線の利用促進や山陽新 幹線との接続強化の検討や、住民にとって最も身近な交通手段であるバスネットワーク の維持・充実など、地域の実情に合わせた生活交通による公共交通機関の充実を図る。 また、あわせて、施設のユニバーサルデザイン*化など、利用環境の改善に努める。
- ・ 立地適正化計画*制度の活用を検討するなど、住宅及び医療、福祉、商業、その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じる。

3)駐車場

- ・ 駅等の交通結節点*や観光拠点等において、今後の市街地整備や観光振興の動向などから民間駐車場との整合性を図るとともに、需要に見合った駐車場整備を進める。
- ・ 自転車駐車場については、交通結節点*や公共公益施設に付設するだけでなく、沿道土 地利用に応じた適正な配置に努める。
- ・ ユニバーサルデザイン*に配慮した整備を進めるなど、利用者の利便性・安全性の向上に 努める。

■(参考)主要道路の整備状況 INDEX (拠点) INDEX (交通施設) ←○→ 高速道路 都市拠点 改良済及び概成済区間 地域拠点 - 事業中及び概成済区間 計画区間 **———** 在来線 INDEX (その他) ---- 都市計画区域界 国道・主要地方道 - 河川 県道秋芳三隅線 県道萩秋芳線 秋吉台国定公園 県道美東秋芳西寺線 美祢市 県道下関美祢線 県道宇部美祢線 中国自動車道

10 (km)

(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 基本方針

1) 下水道及び河川の整備の方針

i)下水道

- ・健康で快適な生活環境の確保や河川、海域等の公共用水域の水質保全を図るため、公共 下水道や農山村地域における集落排水、合併浄化槽等、地域の実情を踏まえた汚水処理 施設の整備を推進する。
- ・ 近年頻発する局地的な集中豪雨等による浸水被害を軽減するため、公共下水道等の雨水 排水施設の整備・充実を推進する。
- ・ 老朽化の進む下水道施設については、事故の未然防止及びライフサイクルコスト*の最小化のため、健全度に関する点検・調査を実施し、修繕・改築を計画的に進めるとともに、耐震性の向上を図る。

ii)河川

- ・ 多様で生態系に優しい流れの保全・創出等の自然豊かな川づくり、水量の確保や水質の 保全と改善等の豊かで清らかな流れの川づくり、洪水等に対して安全で安心できる川づ くり、周囲の景観と調和した親水空間等、地域の人に愛され親しまれる川づくりを図る。
- ・ 治水機能を確保するための維持管理や整備に努めるとともに、洪水被害の軽減策として、 雨量、水位等の水文情報の伝達やハザードマップ*の公表等により、住民に自主的かつ 的確な避難を促すなど、住民の危機管理意識の高揚に努める。

2) 整備水準の目標

- ・ 下水道については、「山口県汚水処理施設整備構想*」に基づき、汚水処理施設整備の計画的かつ効率的な実施を図る。また、雨水排水については、浸水被害を軽減し、都市機能を確保するため、計画的な事業の進捗を図る。
- ・ 河川については、「やまぐちの川ビジョン*」を反映させた河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、事業の進捗を図る。

② 主要な施設の配置の方針

1)下水道

- ・ 公共下水道事業、集落排水事業及び浄化槽設置事業等の事業間の調整を図ることにより、 効率的に生活排水対策施設の整備を推進する。
- ・ 美祢市浄化センターの整備と、適正な維持管理に努める。

2)河川

- ・ 本区域を流れる河川については、人々の生活の安全及び生活環境の保全を図るため、洪 水防止対策と周辺の環境に配慮し、計画的に改修・整備を進める。
- ・ 河川は都市の重要なオープンスペース*であることから、人々が気軽に水辺へ近づき、 親しむことのできる河川空間の創出に努める。

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

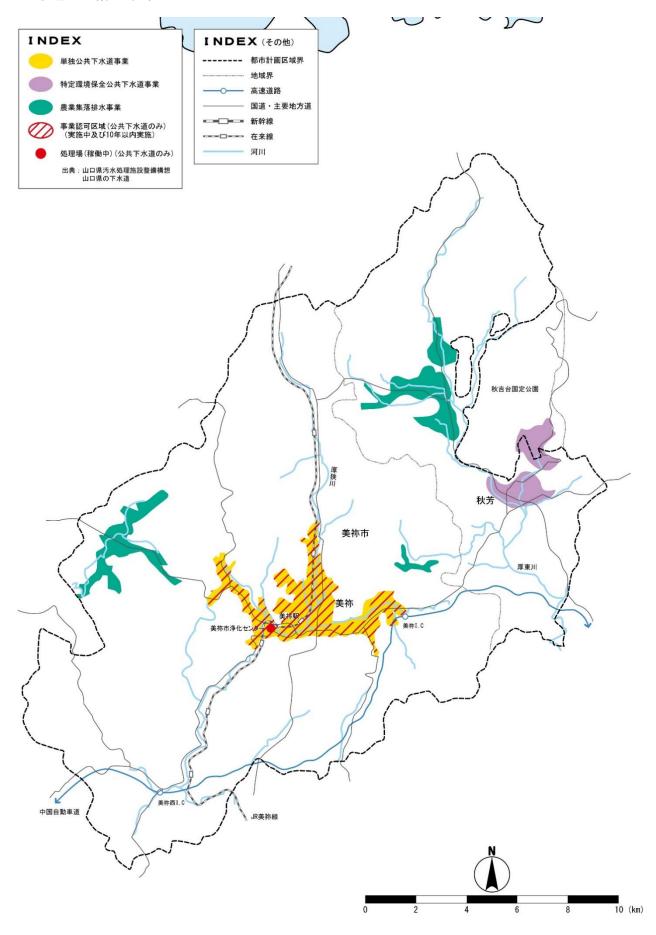
① 基本方針

- ・ 圏域全体の良好な環境を確保する循環型社会の構築を図るため、リサイクル活動拠点の 整備等により、廃棄物の適正処理を促進するとともに、廃棄物処理施設等の適切な整備 と併せて、広域化・共同化による広域的な供給処理体制の充実を図る。
- ・ 子供からお年寄りまで全ての人々が安心して日常生活や社会活動ができる都市づくり を推進するため、公共建築物、公園などの公共空間のユニバーサルデザイン*化を図る。

② 主要な施設の配置の方針

- ・ 廃棄物処理法に基づく一般廃棄物及び産業廃棄物については、「美祢市一般廃棄物処理 基本計画」や「山口県循環型社会形成推進基本計画*」に基づき、廃棄物の排出抑制、再 利用、再生利用及び適正処理に関する施策を推進する。
- ・ カルストクリーンセンターの整備と、適正な維持管理に努める。
- ・ し尿処理については、衛生センター施設の更新を含め、下水道や農業集落排水処理施設 などの各事業と調整を図りつつ、し尿の適切な処理体制の充実に努める。
- ・ 卸売市場については、適正な配置を推進する。

■下水道の整備の方針



3-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・ 道路、下水道、公園等の都市施設の整備を推進するとともに、地域の特性に応じた魅力 ある市街地の形成を図るため、市街地開発事業*等の面整備や地区計画*の策定等により、 良好な居住環境を備えた都市づくりの推進に努める。
- ・ 本区域発展の拠点として大きな役割を担ってきた吉則地区から伊佐地区にかけての中 心市街地は、都市計画道路や「水と緑のプロムナード*」の整備等により、魅力ある中 心ゾーンの形成を図る。
- ・ 秋芳総合支所周辺部については、都市基盤*の整備とともに、適切な規制と円滑な誘導により、土地利用の合理化を進め、魅力ある生活拠点ゾーンの形成を図る。

3-4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

- ・ 都市の緑の保全、都市機能の集約化、公共交通の利用促進等による低炭素都市づくりの 推進により、自然的環境への負荷の低減に努める。
- ・ 日常生活に密接に関連する生活環境の保全や良好な景観の形成、レクリエーション需要 への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、緑の基本 計画等に基づいた公園・緑地の計画的な整備、適切な維持管理を行う。
- ・ 長期にわたり未整備の都市計画公園については、その必要性や機能、規模等についての 検証を行い、見直しの必要がある場合には都市計画の見直しを行う。

② 主要な緑地の配置の方針

緑地の配置計画に当たっては、主として緑地の存在機能に着目した環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統の4つの系統ごとに緑地の均衡ある配置を図る。

1)環境保全系統

- ・ 都市の骨格や良好な生態系を形成している山地・丘陵地や、厚東川等の河川沿いの緑地 を保全・創出する。特に、秋吉台国定公園周辺の緑地については、地域固有の貴重な緑 地空間として保全を図る。
- ・ 都市の気象緩和の役割がある市街地を取り囲む山地や海、市街地内の緑、「風のみち*」 となる道路や河川等の連続した緑については、都市の生活環境をより快適にする緑とし て保全・創出する。
- ・ 農地や集落地の緑については、周囲の自然環境と一体となってまとまりをもった農業空間を形成していることから、これらの保全を図る。

2) レクリエーション系統

- ・ 観光産業の振興のため、秋吉台国定公園や秋芳北部総合運動公園等の大規模な都市公園 を子供からお年寄りまで全ての人々が集える都市のレクリエーション拠点として保全・ 充実を図る。
- ・ 住民の身近な憩いや遊び場として、また休息や運動等の場として利用できる住区基幹公園や都市基幹公園等の都市公園等を人口や土地利用の動向及び都市施設の配置を勘案して適切に配置する。
- 広域的なレクリエーションの場となる、桜山総合公園や桜山森林公園の整備を推進する。
- ・ 老朽化の進む公園施設については、安全確保及びライフサイクルコスト*の削減のため、 効率的な維持管理・保全・改修に向けた長寿命化計画の策定に努める。

3) 防災系統

- ・ 災害時の防災拠点としての役割を果たす緑地として、公園・緑地の整備・維持管理を進める。
- ・ 大規模災害時の防災体制の確保のため、広域的な防災拠点となる緑地として、公園を活用する。

- ・ 洪水、土砂災害などに加え、地震時等における防災機能の確保のため、地域防災計画に 基づいた避難地及び避難路となる緑地を計画する。
- ・ 洪水による浸水や地滑り、斜面崩壊、土石流などの土砂災害のおそれが高い地域に存する緑地については、災害の防止を図るため、保全に努める。

4) 景観構成系統

- ・ 自然的な景観を構成する緑地として、市街地背後の山地・丘陵地を保全する。
- ・ 郷土景観を構成し、ランドマーク*ともなる緑地として、市街地内に点在する史跡、名 勝及び神社仏閣と一体的な樹林地を保全する。
- ・ 市街地周辺に広がる水田を中心とする田園緑地や集落等の良好な郷土景観を構成する 緑地の保全を図る。
- ・ 秋吉台国定公園の周辺地区の自然緑地や都市にうるおいをもたらしている厚狭川、厚東 川等の水辺空間、農地と集落が一体となった田園景観については、本区域を特徴づける 良好な自然景観として保全を図る。
- ・ 街路樹の植栽などによる都市施設等の緑化を進め、都市景観の向上を図る。

③ 個別の都市計画の決定の方針

1) 都市計画公園・緑地等の配置の方針

本区域における都市計画公園・緑地等の配置の方針は次表のとおりである。全ての利用者がスポーツ・レクリエーションを通じて健康体力づくりを行うことができるように、地域の人々の健全な心身の発達に資する施設を整備するとともに、高齢者や障害者の利用に配慮した計画上の工夫により、地域社会のニーズに対応した特色ある整備を進める。

【都市計画公園・緑地等の配置の方針】

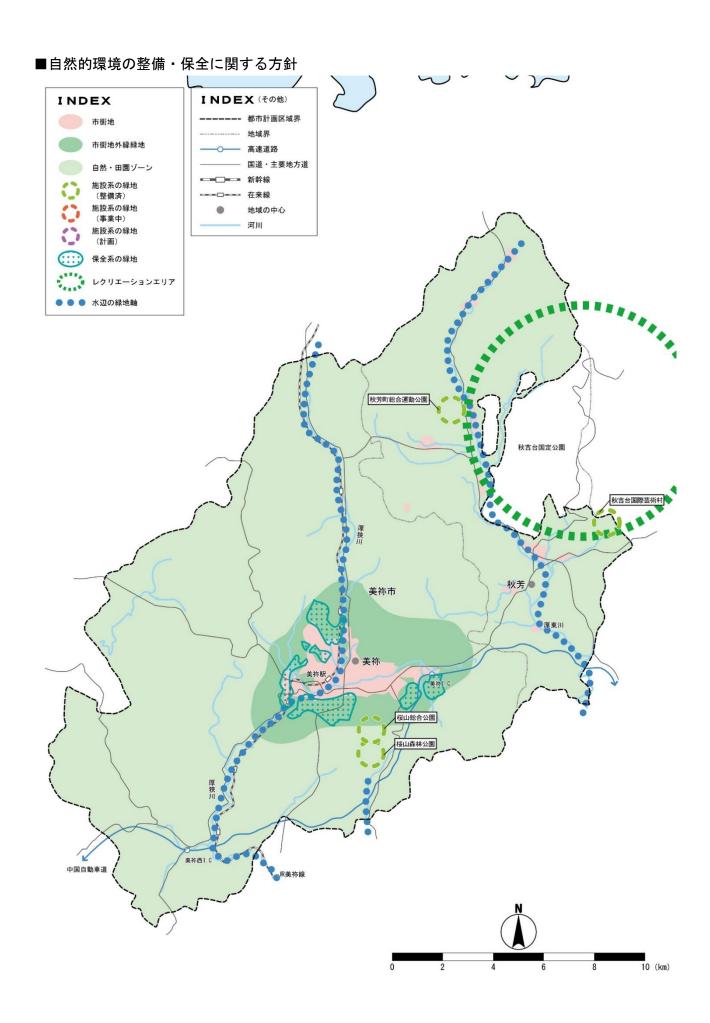
公園緑地等の種別		配置の方針	
住区基幹公園*		利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発及び土地利用の状況等を勘案 し、適正な配置計画の下、整備及び再整備を推進する。	
都市基幹	総合公園	桜山総合公園については、人々が憩い、自然とのふれあいの場として 利用できる公園として整備・充実を図る。	
公園*	運動公園	秋芳北部総合運動公園の施設の充実を進め、スポーツ・レクリエーション環境の向上に努める。	
その他の公園・緑地		身近なレクリエーションの場となる桜山森林公園の機能充実を図る。 秋吉台国定公園周辺については、豊かで美しい自然との調和を図りな がら、保全・創出に努める。	

2) 特別緑地保全地区*等の指定の方針

本区域における特別緑地保全地区*等の指定の方針は、次表のとおりとする。

【特別緑地保全地区*等の指定の方針】

地区の種別	指定方針
特別緑地保全地区*	市街地及びその周辺の都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、貴重な動植物の生息地となる緑地等は、良好な自然的環境の維持に必要な緑地として指定を検討する。
風致地区*	市街地に接し、地域の緑地軸を形成する樹林地等は、良好な自然的景 観の維持に必要な緑地として指定を検討する。



3-5. 景観の保全と創出に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

- ・ 「山口県景観形成基本方針*」に基づき、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担 しながら美しい景観を守り、育て、快適なまちづくりを推進する。
- ・ 本区域の自然景観の骨格を成している市街地の周りを取り囲む山並みや海、河川等の自然景観や歴史的・文化的なまちなみの保全、市街地内の緑化の推進と併せて、まちなみ 景観に配慮した建築物や公共施設の形成を図る。
- ・ 誰もが身近な景観に関心を持てるように、地域景観ワークショップ*やセミナー*などによる景観への意識を啓発するとともに、それを支える、山口県景観アドバイザー*や山口県景観サポーター*を育成し、活用する。
- ・ 景観形成団体へ移行し、景観計画*制度の活用を検討するなど、都市と自然と歴史が織りなす美しい景観を守り、後世に伝えることができるまちづくりを進める。

② 主要な景観の保全と創出の方針

- ・ 吉則地区から伊佐地区にかけての中心市街地は、商業・業務施設や公共公益施設等の都 市機能の集積を図るとともに、地域の特性を踏まえながら、人々の憩いの空間の創出な どにより、にぎわいのある景観形成に努める。
- ・ 秋芳総合支所等の行政施設が集積する地区については、人々が集う中心拠点にふさわし い魅力ある都市景観の創出を図る。
- ・ 歴史的景観や良好な自然景観を残す別府地区、嘉万地区など、地域を特徴づける景観を 有する地区については、これらの貴重な景観資源の活用を通じて魅力ある景観形成を図 るとともに、その景観の保全を図る。
- ・ 工業地と周辺地区が調和した市街地環境の育成のため、緑地の確保や緑化の推進を図り、 市街地や主要道路からの眺望景観に配慮する。
- ・ 秋吉台国定公園の周辺地区の自然緑地や都市にうるおいをもたらしている厚狭川、厚東 川等の水辺空間、農地と集落が一体となった田園景観については周囲の景観と調和した 潤いある水辺景観の形成を図る。
- ・ 道路や沿道の緑化、電線類の地中化等により、観光ネットワーク*の演出にも役立つ、 地域の特性を活かした道路景観の形成に努める。
- ・ 身近な生活空間においても、地域住民の総意と自主性のもと、地域に根ざした居心地の 良い景観が保全・創出できるよう努める。

3-6. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

- ・ 本区域の災害特性を考慮した土地利用の誘導等を行うとともに、避難場所や避難路、延 焼防止帯となる公園や道路等の整備を促進するなど、災害に強いまちづくりに取り組む。
- ・ 近年頻発する局地的な集中豪雨や大型化する台風による洪水、土砂災害などに対し、被 害の発生や拡大をできるだけ抑えることができるよう、災害リスクを踏まえた都市構造 の実現を目指す。
- ・ 地震による建築物の倒壊や、火災・延焼による被害を抑えるため、「山口県耐震改修促進計画*」及び「美祢市耐震改修促進計画」に基づく建築物の耐震改修の促進を図るとともに、防火安全性の確保に努める。なお、地震等については、様々な取組や検証に基づき、必要な都市構造等を検討する。
- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化を図るとともに、業務継続計画 (BCP) *を活用するなど、災害時の業務継続に努める。

② 主要な都市防災の方針

- ・ 災害を防除する河川管理施設や急傾斜地崩壊防止施設*等の整備や適切な維持管理に併せ、土砂災害警戒区域*、洪水浸水想定区域*等については、各種ハザードマップ*等により、危険の周知や各種防災対策の実施、住民が参加した避難訓練の実施等を行う。
- ・ 木造住宅等が密集する地区については、建築物の耐震化や不燃化を促進する。
- ・ 住宅や不特定多数の者が集まる建築物、緊急輸送道路沿いの建築物では、建築物の耐震 化を促進する。
- ・ 市街地を流れる厚狭川等の洪水ハザードマップ*など、洪水や土砂災害等の災害リスク を示す各種ハザードマップ*の周知や活用の促進により、住民の防災意識を高め、災害 発生時の被害の軽減を図る。